

武蔵野市立関前南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 目標

学校の教育目標である「すなおでやさしい子ども」を育て、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）等の法令のもと、学校全体で迅速かつ組織的に対応できる環境・体制をつくり、学校でのいじめを未然に防止し、児童の安全で安心できる学校生活を確保することを目指す。

また、日常の教育活動を通じて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決能力等を育成し、指導の基盤とする。

※「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはいけない。

3 基本方針

方針1 すべての児童が安心できる学校風土を実現します

- 多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

方針2 いじめを防ぐために、児童が自ら行動する力を育みます

- いじめは自分たちの問題であること、絶対に許されない行為であること、「しない・させない・見過ごさない」ことなど、児童がいじめ問題を理解し行動できるように働きかけます。

方針3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

- いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

方針4 いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくります

- 教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方々など子どもに関わるすべての機関と連携して、重大化を防ぎ、解決を目指します。

4 いじめ対策委員会

上記目標を達成するため、「いじめ対策委員会」（以下委員会）を設ける。

(1) 構成員

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SC）、学年主任、その他校長が必要と認める者

(2) 会の開催

月に1回会をもつ。ただし、必要に応じて臨時に会をもつ。

5 主な取組

(1) すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

- 多様性の理解と尊重する学級づくりをする。
- 学校行事運営について児童が関わったり、生活のきまりを見直したりする等、自発的な活動を通じた意見表明や参加を推進する。
- 学力調査等の結果を踏まえて、児童の主体性を引き出すための授業改善に取り組む。
- 全教職員がいつでも相談に応じる教育相談体制を充実する。
- 「SOS の出し方に関する教育(全学年)」や「スクールカウンセラーによる全員面接(5年生)」を実施し、身近な大人に相談できる環境を作る。
- 年度当初の保護者会で学校いじめ防止基本方針の説明をする。
- 学校だより、ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」の内容等を周知する。
- 学校評価を活用し、学校いじめ防止基本方針の改善を図る。

(2) いじめを防ぐために、児童が自ら行動する力を育みます

- いじめ防止のための授業を全学級年3回(以上)行い、いじめ問題への理解を深める。
- 児童へのアンケートを年3回(6月、11月、2月)行い、状況を把握する。
- いじめ防止ポスターに学級の目標や取組を書き込み、常に意識できるようにする。
- 道徳教育、人権教育、体験活動等の充実、授業規律等を通じて、思いやりの心の育成や規範意識の醸成を図る。
- いじめを自分の問題として捉え、いじめ防止について主体的に考え、行動できるような取組の推進を図る。

(3) 迅速・確実な組織的対応を徹底します

- いじめ対策委員会において、教職員が役割分担をし、事実確認の方策を協議、関係児童等への聞き取りやアンケート等で、事実詳細の確認。※アンケートは原則6年間保管。卒業後も3年間保管。
- いじめ対策委員会において、情報共有、いじめの解決に向けた対応方針を決定。記録を残し、保管する。
- いじめ対策委員会を月1回以上(必要に応じてその都度開催)開催し、情報共有をする。
- いじめを受けた児童には、解消に向けてスクールカウンセラーとの継続した面談やスクールソーシャルワーカー等の外部機関と連携して対応する。

(4) いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくります

- いじめ対策委員会において決定した対応方針に基づき、組織的に対応する。
- 必要に応じて、スクールロイヤー等の関係機関と相談・連携して対応する。
- 学校サポートチームを活用して、組織体制を整えて対応に当たる。

6 いじめの解消の要件

「いじめの防止等のための基本方針」（文部科学省、平成29年3月改定）

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

○学校全体で、人権意識を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団の育成指導の充実に努め、再発防止・未然防止に努める。

7 重大事態への対処

○いじめ対策委員会が重大事態に迅速に対処する。校長が必要と認める場合は、関係機関の職員、専門家等をメンバーに加えることができる。

○重大事態の発生後、教育委員会を通じて市長に報告する。

○重大事態に係る調査を行った結果は教育委員会に報告し、いじめを受けた児童等や保護者に対して、事実関係等その他に必要な情報を提供する。

8 その他

一人一人の教職員は、自分が担任・担当する学級・学年等にかかわらず、児童の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに、いじめ対策委員会に報告する。

平成27年11月策定

令和8年4月改訂